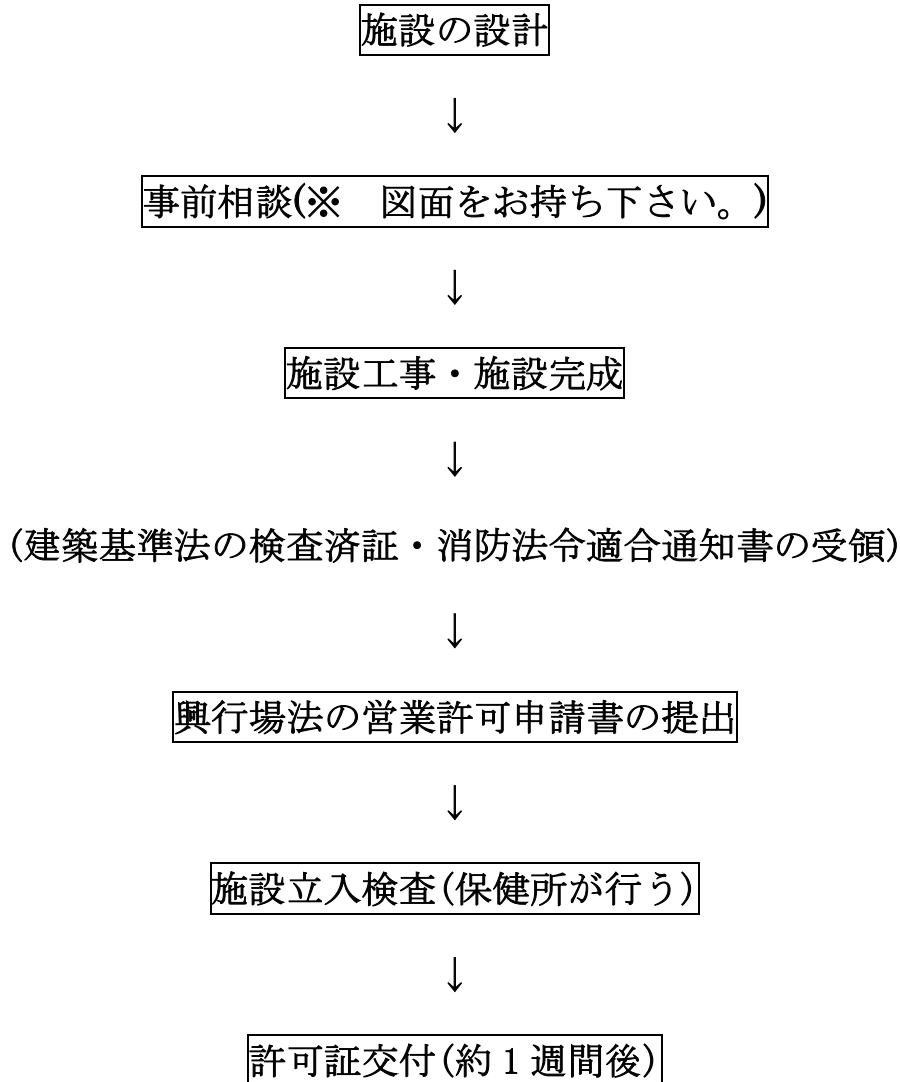


興行場営業許可申請の手引き

手続きの流れ



大分県内(大分市を除く)で興行場を経営するためには、興行場等の構造基準に適合した施設を準備して、事前に所定の様式(細2・第1号様式)により保健所長に営業許可申請を行い、大分県知事の許可を受ける必要があります。

※1 構造基準に適合していない場合は、許可証の交付を受けることができません。施設を新しくつくる場合は、設計段階から相談することをお勧めします。

※2 建築基準法第48条の規定に基づき、都市計画で定められている用途地域により、立地が制限される場合があります。

詳しくは、中津市建築指導課(TEL：代表電話の 0979-22-1111 にかけて
建築指導課につないでもらう)又は宇佐市建築住宅課(TEL：0978-27-8182)に
ご相談ください。

興行場とは

「興行場」とは、業として主たる目的が娯楽である観せ物等を公衆に見せ、又は聞かせる施設とされています。具体的には、次のような施設が該当します。

- ① 映画館（移動映画館も含む）
- ② シネマキャビン（有料でガレージ付き個室を設けビデオ等を利用者の好みに応じて上映する施設）
- ③ 劇場
- ④ ライブハウス
- ⑤ 音楽堂
- ⑥ 野球場
- ⑦ 競輪場
- ⑧ 競馬場
- ⑨ 斗鶏場
- ⑩ 文化会館
- ⑪ おばけ屋敷

「業として」とは、人が社会生活上の地位に基づいて、その行為を反覆継続して行うことをいい、営利を目的としていない場合(無料で提供する場合)や会員制を採用して特定の人だけを対象にしている場合も、興行場に該当します。

なお、「反覆継続」の目安として、興行のために使用する回数が、おおむね月平均5日以上の場合は「反覆継続」にあたると考えられています。

ただし、「観せ物等を公衆に見せ、又は聞かせることを目的として建築された施設」は稼働日数にかかわらず、興行場に該当します。

(参考：興行場の許可が不要な施設)

- ① 各種展覧会、博覧会の目的で使用される施設
(※ 博覧会場内に施設を設け演劇、演芸等を行う施設は、興行場の許可が必要になることがあります。)
- ② 公営の動物園、植物園、博物館及び水族館
(※ 博物館法第2条に規定する博物館として登録された施設又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設として指定された施設)
- ③ ボーリング場
- ④ スケート場
- ⑤ 水泳場
(※ ③④⑤について、観客席を設け、観せ物等(ショーや試合等)を観客に見せることを目的とする施設は、興行場の許可が必要になることがあります。)

興行場許可申請 提出書類一覧表

書類区分	書類名	内容	チェック
申請書	申請書 第1号様式	「申請書の記載例」「興行場許可申請書の記入上の注意」を参考にして記入してください。	
添付書類	1	敷地内における建物の配置図	
	2	施設の平面図及び断面図	
	3	附近の見取図	周辺 150m が確認できるもの
	4	定款又は寄附行為の写し	申請者を確認するための書類です。
	5	建築基準法に基づく「検査済証」の写し	
	6	消防法令適合通知書	
		許可申請手数料	22,700 円。 (※ 季節的又は一時的に仮設する場合は 6,650 円) 現金で納付すること。

- ※ 申請書の記入上の注意 . . . P. 4
- 申請書の記載例 . . . P. 5～6
- 添付資料解説 . . . P. 7
- 許可の基準 . . . P. 8～ P. 13
- 許可後の手続き等 . . . P. 14
- 喫煙所に関する参考資料 . . . P. 15

興行場許可申請書の記入上の注意

1 申請書（細 2・第 1 号様式）の記入方法について

1 住所、氏名、生年月日

個人の場合は、「氏名」「現住所」を記入。

法人の場合は「登記された主たる事務所の所在地」「法人名」「代表者氏名」を記入。

略字、略号等は記入しないようにしてください。

(例：■■町 2-1-6 は■■町二丁目 1 番 6 号)

※ 国、地方公共団体等が申請する場合は、当該団体の長が申請することを原則としますが、法令や内部規則などで管理・経営責任が下部に委任されている場合は、その受任者でもかまいません。

ただし、それを証するもの(事務委任規則等の写し)を添付してください。

2 興行場の名称

正式名称を記入してください。

3 興行場の所在地

同一施設の所在地が 2 つ以上にまたがる場合は、そのすべての地番を記入してください。

4 興行場の種別

映画館、劇場、音楽堂、野球場等の種類を記入してください。

5 興行場の構造設備

建築様式(例：木造 2 階建)、採光換気設備等の概要を記入。なお、建築様式以外の項目は別紙で添付しても差し支えありません。

(※ 別紙で添付する場合は、「別紙」と記入してください。)

申請書記載例

所長	健康安全企画課長	衛生課長	班員	起案者
指令 第 号				
本申請については、興行場法第2条第1項の規定により許可する。				
年 月 日				
第1号様式(第2条関係) <h2 style="text-align: center;">興行場営業許可申請書</h2> <p style="text-align: right;">令和5年12月13日</p> <p>大分県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 大分県中津市中央町1丁目10番42号</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 郷田 武司</p> <p style="text-align: right;">昭和63年 6月 15日生</p> <p style="text-align: right;">〔法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名〕</p> <p>郵便番号 871-0024</p> <p>電話番号 (0979) 22 - 2210</p> <p>下記のとおり興行場営業の許可を受けたいので、興行場法第2条第1項の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 興行場の名称 二時のピオレッタ夢劇場 興行場の所在地 大分県中津市中央町1丁目10番42号 興行場の種別 演劇場 興行場の構造設備 木造2階建 詳細は、別紙のとおり 入場者定員 1階 60人、2階 20人 合計 80人 <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 敷地内における建物の配置図 興行場の構造設備を明らかにする平面図及び断面図 興行場からおおむね150メートル以内の見取図 申請者が法人にあつては、定款又は寄附行為の写し 消防法令適合通知書の写し 興行場として使用する建築物の建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し 				受 付 <hr/> 収入済印 <hr/> 公印押印済 <hr/> 起案年月日 年 月 日 <hr/> 決裁年月日 年 月 日 <hr/> 台帳番号 No. <hr/> 廃止年月日 年 月 日

住民票や運転免許証に書いてあるとおり記入してください。
 (※ 住民票に「1丁目10番42号」と記載されているときは、1-10-42と省略して記入しないこと！)

映画館、演劇場、音楽堂、スポーツ施設、演芸場、見せ物施設等の種類を記入
 文化ホールなどの多目的使用施設の場合は、「多目的使用施設(演劇、音楽、演芸)」等と記入

複合施設の場合は、施設毎の定員を記入

仮設興行場の場合は、営業の期間を具体的に記入
 例: 令和2年10月1日～12月31日まで

申請書記載例

※施設附近の略図		※施設の平面図(区画毎の長さをメートルで記入してください)	
別紙に作成の上、添付		別紙に作成の上、添付	
区 分	保健所 確認欄	状 況	
設 置 場 所		排水が極めて悪い等入場者の衛生に支障がなく、採光及び換気に支障がないよう周囲に適切な空間を設けることができる場所である。	
防 虫 、 防 そ		外部に解放されている窓、給気口、排気口には、ねずみ及び昆虫の侵入を防止するための金網等が設けられている。	
清 掃 、 排 水		清掃及び排水を容易に行うことができる構造である。	
区 画		観覧室は、興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、売店、便所等とは隔壁等により区画されている。	
構 造	観 覧 席	イ、椅子席の場合 ○1人占有の幅員 70 cm、椅子の背の間隔 100 cm ○椅子席最前部及び 10 席ごとに幅 2 mの横通路あり。 ○横列は 8 席ごとに幅 1 mの縦通路あり。 ○主階を除く観覧席の側面には幅 2 mの縦通路、及び適当な場所に幅 2 mの縦通路あり。 ロ、座席(桮席の場合) ○1占用の面積 m ² 1桮の面積 m ² ○座席総面積 m ² ○縦横 mごとに mの通路あり。	
		記入してください。	
設 備	便 所	イ 男女別に区画されている(男 2 箇所、女 2 箇所) ロ 出入口は基準に適合する構造直である。 ハ 床面及び床面から1mまでの内壁は、不浸透性の材料で作られている。 ニ 流水式給水栓を有する手洗い設備が設けられている。 ホ ただし書きで示す場合を除き、水洗式の便所が設けられている。	
		記入してください。	
食 堂 等 の 配 置		食堂、売店及び食品販売設備は基準に適合する配置にある。	
用 具 等 保 管 場 所		入場者が利用する座布団等を保管できる設備が設けられている。	
喫 煙 室		たばこの煙が喫煙所以外の場所に流入しない構造とし、専用の換気扇が設けられている。(令和2年3月12日食生第2461号通知に適合しているか)	
換 気		入場者が利用する場所(場内)の衛生的な空気環境を確保できる機械換気設備が設けられている。	
照 明		場内のうち、観覧室に係る機械換気設備の能力は入場者1人あたり35立米である。	
照 度		基準を満たす照度を保持できる照明設備及び補助照明装置を設けている。	
防 湿		照度は、条例第5条の基準を満たす範囲である。	
清 潔		湿度計を設け、適当な湿度計が保持されるよう管理されている。	
表 示		観覧室の入口に泥土を除去するための敷物が備えられている。	
		ねずみ、昆虫の駆除について、実施の方法及び実施年月日を入場者の見やすい箇所に掲示している。	
		禁煙又は喫煙所である旨の表示は、入場者の見やすい箇所に掲示している。	
施設電話番号	0979-22-2210	FAX、E-mail	FAX:0979-22-2210、E-mail:a12098@pref.oita.lg.jp
申請記載事項について、(関連法規の検査証、証明書も含む)。		支障あり・支障なし	
設置場所は公衆衛生上		支障あり・支障なし	
建物の様式		造 階建 (首階観覧席は 階にある)	
調査 (年 月 日)		1 基準に合致 2 不適	
意見等			
年 月 日		環境衛生監視員	
(印)			
その他の事項		行政処分	

2 添付書類について

1 敷地内における建物の配置図

2 施設の平面図及び断面図

縮尺及び面積を明記してください。

3 附近の見取図

営業施設を中心にした、半径が 150 メートル程度の見取図を提出してください。地図の写しでもよいです。

4 定款又は寄附行為の写し

・・・と書いていますが、以下のとおり書類を準備してください。

個人の場合は、運転免許証や住民票等を呈示してください。

法人の場合は、法人の登記事項証明書を添付してください。

5 建築基準法に基づく「検査済証」の写し

中津市は中津市建築指導課 (TEL : 代表電話の 0979-22-1111 にかけて建築指導課につないでもらう)、宇佐市は宇佐市建築住宅課 (TEL : 0978-27-8182) で手に入れることができます。

6 消防署長からの「消防法令適合通知書」

消防署に行って「興行場の申請をしたいので、消防法令適合通知書が必要になりました。」と伝えれば、検査してもらえます。

詳しくは、最寄りの消防署にお尋ねください。

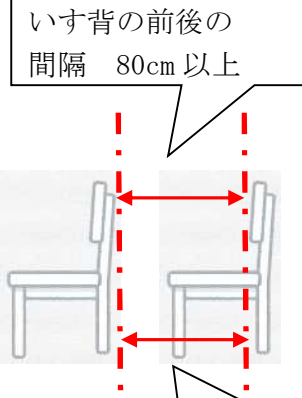
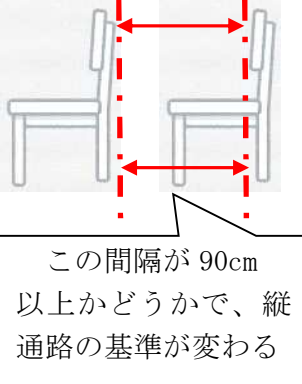
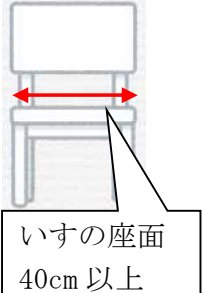
3 許可申請手数料について

許可申請に係る手数料として、**22,700 円が必要です。**


(※ 季節的又は一時的に仮設する場合は 6,650 円)

興行場の許可基準について

【構造設備に関する基準】

基準		基準の設定理由
1	ねずみ及び昆虫の侵入を防止するため、 <u>外部に開放されている窓、給気口、排気口等に金網等を設けること。</u>	ねずみや衛生害虫の浸入防止
2	清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。	施設内の清潔保持
3	興行を見せ、又は聞かせるため入場者の利用に供する場所(以下「 <u>観覧室</u> 」という。)は、 <u>舞台等の興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、売店、便所等とは隔壁等により区画すること。</u>	
4	映画館、演劇場、演芸場、音楽ホールその他劇場形態の興行場(以下「 <u>映画館等</u> 」という。)の観覧室の観覧席(いす席、座席及び立見席をいう。)及び通路は、以下の基準に従って設けること。	
	(1) <u>観覧席をいす席にする場合は、次の要件を満たすものであること。</u>	入場者の移動の利便、清掃の円滑な実施、避難経路の確保
	イ <u>各いす背の前後の間隔</u> (前列のいすの背の背面最先端からこれに面する後列のいすの背の部分又はその延長部分までの水平最短距離をいう。以下同じ。)は、 <u>80センチメートル以上とすること。</u> <u>いすの幅は、当該いす席を占有する者1人当たり、座面で40センチメートル以上とすること。</u>	 <p>いす背の前後の間隔 80cm 以上</p>
	ロ ○各いす背の前後の間隔が90cm未満 <u>横に並んだいす席8席以下ごとに、その両側に幅80cm以上の縦通路を設ける。</u> <u>ただし、4席以下ごとに縦通路を設ける場合は、片側だけでも可</u> ○各いす背の前後の間隔が90cm以上 <u>横に並んだいす席12席以下ごとに、その両側に幅80cm以上の縦通路を設ける。</u> <u>ただし、6席以下ごとに縦通路を設ける場合は、片側だけでも可</u>	 <p>この間隔が90cm以上かどうかで、縦通路の基準が変わる</p>
ハ <u>観覧席の最前部と縦に並んだいす席20席以下ごとに、幅1メートル以上の横通路を設けること。</u>	 <p>いすの座面 40cm 以上</p>	

【構造設備に関する基準】

基準		基準の設定理由
4	(2) <u>観覧席を座席とする場合(※ いすを使わずに、座る席を設ける場合)は、当該座席を占有する者1人当たりの面積は、0.33平方メートル以上とすること。</u> また、幅40センチメートル以上の縦通路及び横通路を適当に設けること。	 <p>座席の面積は 1人0.33m²以上</p>
	(3) <u>立見席を設ける場合は、当該立見席を占有する者1人当たりの面積は、0.2平方メートル以上とすること。</u>	
5	観覧室、食堂、ロビー、売店等の入場者が利用する場所に、次に掲げるところにより、入場者の利用に応じる便所を設けること。	トイレ内の腐食防止
	イ <u>各階ごとに男子用及び女子用に区画すること。</u>	
	ロ <u>トイレの出入口は、次室を設けた水洗便所であって衛生上支障がないものである場合を除き、直接観覧室に開口しない構造であること。</u>	
	ハ <u>床面及び床面から1メートルまでの内壁は、不浸透性の材料で作ること。</u>	
	ニ <u>流水式給水せんを有する手洗い設備</u> を設けること。	
ホ <u>水洗式であること。</u> ただし、興行場の敷地内又はその付近に下水道その他これに類する排水施設がない等やむを得ない理由があると認められる場合においては、この限りでない。	感染症予防	
6	食堂、売店及び食品販売設備は、便所(次室を設けた水洗便所であって衛生上支障がないものである場合を除く。)の付近その他の不潔な場所に設けないこと。	食中毒の発生防止
7	入場者が利用する座布団等を保管できる設備を設けること。	
8	清掃用具及び散水用具を保管できる専用の設備を設けること。	
9	喫煙所を設ける場合は、たばこの煙が喫煙所以外の場所に流入しない構造とし、専用の換気設備を設けること。	受動喫煙の防止

【構造設備に関する基準】

基準		基準の設定理由
10	<p>観覧室、食堂、ロビー、売店、便所等の入場者が利用する場所(以下「場内」という。)の<u>衛生的な空気環境を確保することができる機能を有する機械換気設備</u>を設けること。</p> <p>この場合において、<u>観覧室に係る機械換気設備の換気能力は、入場者1人当たり毎時35立方メートル以上</u>であること。</p>	<p>換気の確保 (※ 観覧室では、<u>特定建築物の換気能力(30m³/人・時間)より高い換気能力</u>が求められているので、注意してください。)</p>
11	<p>入場者の衛生に支障がないよう<u>適当な照度を確保</u>することができる<u>照明設備及び停電時のためのこれと電源の異なる補助照明設備</u>を設けること。</p>	

【換気に関する基準】

基準		基準の設定理由	
1	<p>機械換気設備は、定期的に保守点検し、常に設計どおりに機能を保持すること。</p>		
2	<p>場内において、次に掲げる空気環境を保持すること。</p>		
	イ		<p><u>二酸化炭素の含有率は、0.15パーセント以下(1,500ppm以下)</u>であること。</p>
	ロ		<p><u>浮遊粉じんの量は、空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下(0.2mg/m³以下)</u>であること。</p>
ハ	<p>5分間開放の平板培養法による空中落下細菌数は、座面において50個以内であること。</p>		

【防湿に関する基準】

基準		基準の設定理由
1	<p>興行場の内部及び外部における雨水、わき水等の排水を十分に行い、及び湿度計を設け、常に適当な湿度を保持すること。</p>	

【照明に関する基準】

基準		基準の設定理由
1	照明設備は、定期的に保守点検し、常に設計どおりに機能を保持すること。	
2	次に掲げる照度を保持すること。	
	イ 観覧室の照度は、以下の数値以上とすること ○映画館等において上映中・上演中の場合 通路の床面において、0.2ルクス以上 ○それ以外の場合 床面から1メートルの高さのすべての所において、20ルクス以上であること。	
	ロ 場内(観覧室を除く。)の照度は、床面から1メートルの高さのすべての所において30ルクス以上であること。	

【清潔に関する基準】

基準		基準の設定理由
1	興行場及びその周囲は、 <u>毎日清掃</u> し、常に清潔にしておくとともに、 <u>清掃は、開場時刻の1時間前までに終了</u> すること。	
2	<u>毎月1回以上ねずみ及び昆虫の駆除</u> を行うこと。	
3	入場者が利用する座布団等は、常に清潔にしておくこと。	
4	場内に適当な数のゴミ箱を備え、汚水、ごみ等が飛散流出しないよう適切に管理すること。	
5	<u>観覧室の入口に</u> 泥土を除去するための <u>敷物</u> を備えること。	

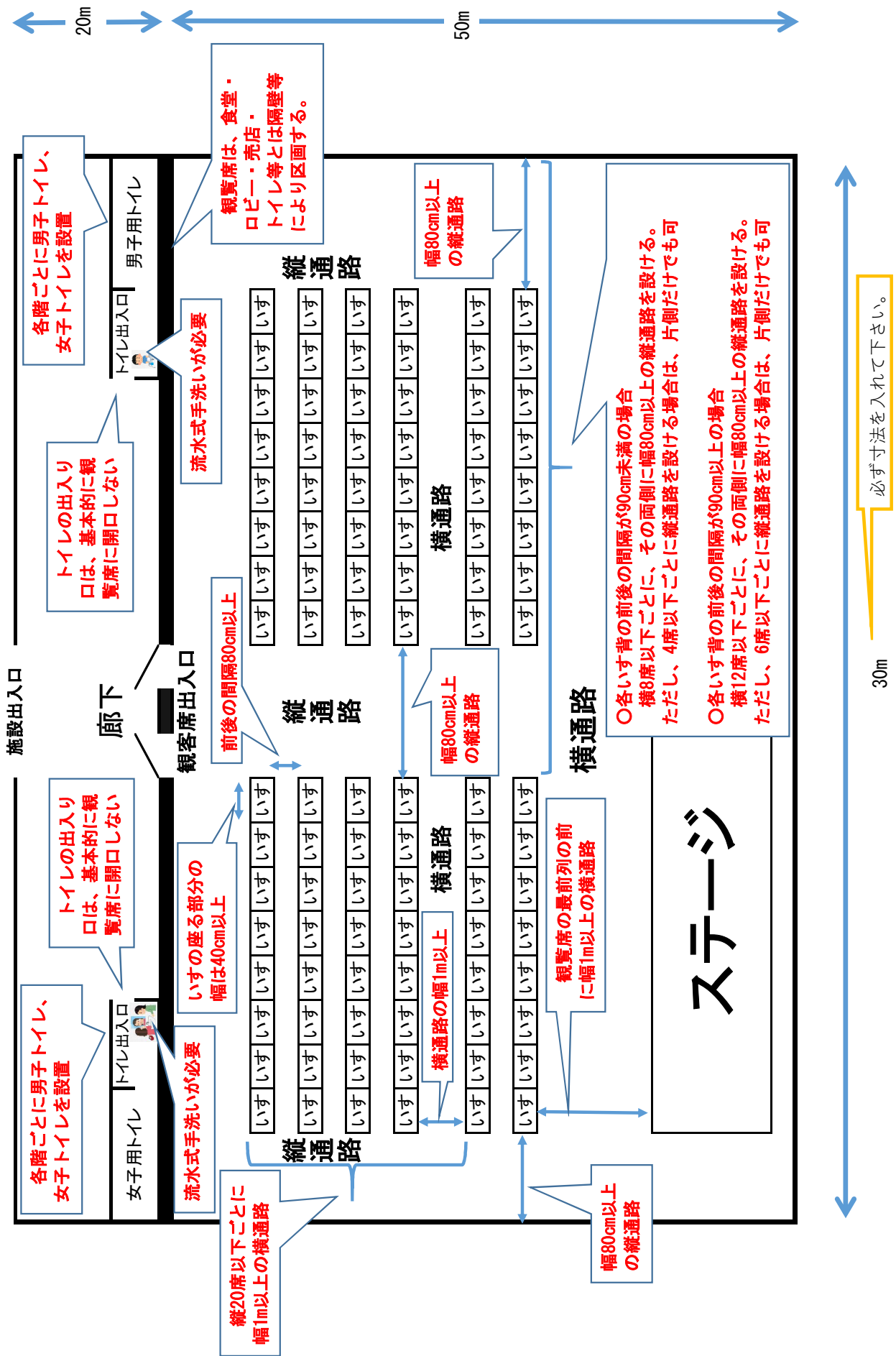
【設置の場所に関する基準】

基準		基準の設定理由
1	排水が極めて悪い等、入場者の衛生に支障がない場所であること。	
2	採光及び換気に支障がないよう周囲に適当な空間を設けることができる場所であること。 ただし、採光及び換気に係る構造設備により公衆衛生上支障がない場合は、この限りでない。	

【その他の入場者の衛生に必要な基準】

基準		基準の設定理由
1	<p>屋内の興行場において、映画、演劇、演芸、音楽演奏、見せ物及び競技を1回の興行として、2時間30分以上連続して行うときは、おおむね2時間30分を超えない時間ごとに約10分以上の休憩時間を設け、換気を十分に行うこと。</p> <p>ただし、興行中に十分な換気が行われ、入場者の衛生に支障がない場合は、この限りでない。</p>	換気の確保
2	<p>ねずみ及び昆虫の駆除の実施の方法及び年月日について、入場者の見やすい箇所に掲示すること。</p>	
3	<p>喫煙所以外の場所における喫煙を禁止し、喫煙に支障がないよう喫煙所に十分な数の灰皿等を置くこと。</p>	受動喫煙の防止
4	<p>禁煙又は喫煙所である旨の表示は、入場者の見やすい箇所に掲示すること。</p>	
5	<p>医療機関等への通報及び入場者の救護について、迅速かつ適切に対応できる体制を確立しておくこと。</p>	非常事態発生時の備え
6	<p>従事者に対し、次に掲げるところにより衛生管理を行うとともに、衛生教育を行うこと。</p>	
	<p>イ 衣服は、常に清潔に保つこと。</p> <p>ロ 感染性の疾患にかかっている者又はその疑いがある者は、医師の診断により支障がないと認められた場合を除き、業務に従事させないこと。</p>	感染症の予防

平面図記載例 兼 構造基準を例示したもの



興行場許可を受けた後の手続き等

【変更届出書の提出】

大分県興行場法の施行に関する規則第4条の規定により、以下の事項を変更した場合は、10日以内に保健所あてに「興行場営業変更届(第4号様式)」を提出してください。

届出の対象となる事項	変更の内容等	備考
興行場の名称	興行場の名前を変更したとき	
営業者の氏名 営業者の名称、 住所	【個人の場合】 氏名、住所 (※ 氏名については、婚姻等により姓が変わった場合) 【法人の場合】 名称、代表者の氏名、 主たる事務所の所在地	<u>営業者が変わる場合は、「営業承継届」か「新規の営業許可取得」が必要です。</u> 変更内容が確認できる書類(個人の場合、運転免許証の写し等の呈示、法人の場合は履歴事項証明書 ¹ の添付)をお願いいたします。
興行場の所在地	町名変更、境界の変更等により住所が変更される場合に限ります。	<u>興行場を移転させる場合は、新規の営業許可が必要です。</u>
興行場の種別	種別を変更したとき	

以下の事項を変更する場合は、事前に保健所に相談してから、「興行場営業変更届(第4号様式)」を提出してください。

届出の対象となる事項	変更の内容等	備考
興行場の構造 設備	増築・改築を行う場合 ※ 大規模な増築・改築を行う場合は、新たに営業許可の提出が必要になることがあります。	<u>変更の内容が分かる図面等を用意して、事前に保健所に相談してください。</u>

【停止・廃止届出書の提出】

興行場を一時的に休止するとき、廃止する場合は、営業停止・廃止届出所(第5号様式)を提出してください。

届出の対象となる事項	届出のタイミング	備考
興行場の一時休業、廃止	興行場を一時的に休止するとき 興行場を廃止するとき	一時的に休止するときは、休止期間を明確にしてください。

(参考 喫煙所に係る規定の解釈について)

「喫煙所を設ける場合は、たばこの煙が喫煙所以外の場所に流入しない構造とし、専用の換気設備を設けること。」とは下記に示すものである。

- 1 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m 毎秒以上であること。
- 2 たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
 - (ア) 「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいうこと。
 - (イ) 「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められないこと。
- 3 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

「禁煙又は喫煙所である旨の表示」は、下記の内容が記載されているものであること。

- 1 禁煙である旨の表示
禁煙には加熱式たばこも含まれること。
- 2 喫煙所である旨の表示
 - (1) 20 歳未満は立ち入れないこと。
 - (2) 喫煙には加熱式たばこも含まれること。

※ 標識の具体例については平成 31 年 2 月 22 日付け健発 0222 第 1 号通知「「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）」の別添 3 で示す標識例を参考にすること。

<標識例>

